

久慈市中小企業者緊急支援臨時給付金（第2回） 対象業種一覧

産業分類 大分類コード	産業分類 中分類コード	業種
C	05	工業、採石業、砂利採取業
D	06	総合工事業
D	07	職別工事業（設備工事業を除く）
D	08	設備工事業
E	09	食料品製造業
E	10	飲料・たばこ・飼料製造業
E	11	繊維工業
E	12	木材・木製品製造業（家具を除く。）
E	13	家具・装備品製造業
E	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
E	15	印刷・同関連業
E	16	化学工業
E	17	石油製品・石炭製品製造業
E	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
E	19	ゴム製品製造業
E	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
E	21	窯業・土石製品製造業
E	22	鉄鋼業
E	23	非鉄金属製造業
E	24	金属製品製造業
E	25	はん用機械器具製造業
E	26	生産用機械器具製造業
E	27	業務用機械器具製造業
E	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
E	29	電気機械器具製造業
E	30	情報通信機械器具製造業
E	31	輸送用機械器具製造業
E	32	その他の製造業
F	33	電気業
G	38	放送業
G	39	情報サービス業
G	40	インターネット附随サービス業
G	41	映像・音声・文字情報制作業
H	42	鉄道業
H	43	道路旅客運送業
H	44	道路貨物運送業
H	47	倉庫業
H	48	運輸に附帯するサービス業

I	50	各種商品卸売業（風営法第2条第6項第5号又は第7項第2号に規定する営業を除く。）
I	51	繊維・衣服等卸売業（風営法第2条第6項第5号又は第7項第2号に規定する営業を除く。）
I	52	飲食料品卸売業
I	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
I	54	機械器具卸売業
I	55	その他の卸売業（風営法第2条第6項第5号又は第7項第2号に規定する営業を除く。）
I	56	各種商品小売業（風営法第2条第6項第5号又は第7項第2号に規定する営業を除く。）
I	57	織物・衣服・身の回り品小売業（風営法第2条第6項第5号又は第7項第2号に規定する営業を除く。）
I	58	飲食料品小売業
I	59	機械器具小売業
I	60	その他の小売業（風営法第2条第6項第5号又は第7項第2号に規定する営業を除く。）
I	61	無店舗小売業（風営法第2条第6項第5号又は第7項第2号に規定する営業を除く。）
J	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K	68	不動産取引業
K	69	不動産賃貸業・管理業
K	70	物品賃貸業
L	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
L	73	広告業
L	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M	75	宿泊業（風営法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。）
M	76	飲食店
M	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	78	洗濯・理容・美容・浴場業
N	79	その他の生活関連サービス業
N	80	娯楽業
O	81	学校教育
O	82	教育、学習支援業（その他の教育、学習支援業）
P	83	医療業
P	85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	87	協同組合（他に分類されないもの）
R	88	廃棄物処理業
R	89	自動車整備業
R	90	機械等修理業
R	91	職業者紹介・労働者派遣業
R	92	その他の事業サービス業